

国土交通省組織令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

一	国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）（第一条関係）	1
二	国土審議会令（平成十二年政令第二百九十八号）（第二条関係）	5
三	社会資本整備審議会令（平成十二年政令第二百九十九号）（第三条関係）	6
四	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百九号）（附則第二項関係）	7

改正案	現行
<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること。</p> <p>八〜十六 （略）</p> <p>（安全基準課の所掌事務）</p> <p>第四百九十九条 安全基準課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜五 （略）</p> <p>六 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>七・八 （略）</p> <p>（検査測度課の所掌事務）</p> <p>第五百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>	<p>（海事局の所掌事務）</p> <p>第十三条 海事局は、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>一〜六 （略）</p> <p>七 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備の基準の設定並びにこれらの設備等に関する検査制度の企画及び立案に関すること。</p> <p>七・八 （略）</p> <p>（検査測度課の所掌事務）</p> <p>第五百五十条 検査測度課は、次に掲げる事務をつかさどる。</p>

一・二 (略)

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること(安全基準課の所掌に属するものを除く)。

四〇七 (略)

附則

(都市・地域整備局の所掌事務の特例)

第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十一年 三月三十一日	(略)
平成二十二年	(略)

一・二 (略)

三 海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定による要焼却確認廃棄物焼却設備、海洋汚染防止設備等、海洋汚染防止緊急措置手引書等及び大気汚染防止検査対象設備に関すること(安全基準課の所掌に属するものを除く)。

四〇七 (略)

附則

(都市・地域整備局の所掌事務の特例)

第三条 都市・地域整備局は、第七条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十一年 三月三十一日	(略)
平成二十二年	(略)

特殊土壌地帯(特殊土じよう地帯災害防除及び振興臨時措置法(昭和二十七年法律第九十六号)第二条第一項に規定する特殊土じよう地帯をいう。以下同じ。)の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。

三月三十一日		特殊土壌地帯（特殊土壌地帯災害防除及び振興臨時措置法（昭和二十七年法律第九十六号）第二条第一項に規定する特殊土壌地帯をいう。以下同じ。）の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十四年 三月三十一日		
平成二十五年 三月三十一日	(略)	
(略)	(略)	

2
(略)

平成二十四年三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
平成二十四年四月一日から 平成二十五年三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会

(国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)
 第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第三号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

三月三十一日		
平成二十五年 三月三十一日		
(略)	(略)	
(略)	(略)	

2
(略)

平成十九年三月三十一日 までの間	、豪雪地帯対策分科会、特殊土壌地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会
平成十九年四月一日から平 成二十五年三月三十一日ま までの間	、豪雪地帯対策分科会、離島振興対策分科会及び山村振興対策分科会

(国土計画局総務課の所掌事務についての読替え)
 第六条 国土計画局総務課の所掌事務については、第六十三条第三号中「及び豪雪地帯対策分科会」とあるのは、次の表の上欄に掲げる期間において、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)	(略)
-----	-----

(都市・地域整備局地方整備課の所掌事務の特例)
 第八条 都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成二十二年 三月三十一日	(略)
平成二十四年 三月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十七年 三月三十一日	(略)

(略)	(略)
-----	-----

(都市・地域整備局地方整備課の所掌事務の特例)
 第八条 都市・地域整備局地方整備課は、第八十五条各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表下欄に掲げる事務をつかさどる。

期限	事務
平成十九年三 月三十一日	特殊土壌地帯の災害の防除及び振興に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。
平成二十二年 三月三十一日	(略)
平成二十七年 三月三十一日	(略)

改正案

附則

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律の規定	課
平成二 十四年 三月三 十一日	特殊土 壤地帯 対策分 科会	特殊土 壤地帯 災害防除 及び振興 臨時措置 法（昭和 二十七年 法律第 九十六号） 第二条第 一項、第 三条第一 項及び第 五条	国土交通 省都市 ・地域整 備局地 方整備課
(略)	(略)	(略)	(略)

2
(略)

現行

附則

（分科会の特例）

第二条 審議会に、第二条第一項の表の上欄に掲げる分科会のほか、次の表の期限の欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の分科会の欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の法律の欄に掲げる法律の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理することとし、これらの分科会の庶務は、それぞれ同表の課の欄に掲げる課において処理する。この場合において、同条第二項中「前項の表の上欄」とあるのは、「前項の表の上欄及び附則第二条第一項の表の分科会の欄」と読み替えるものとする。

期限	分科会	法律の規定	課
平成十 九年三 月三十 一日	特殊土 壤地帯 対策分 科会	特殊土 じょう地 帯災害防 除及び 振興臨時 措置法（ 昭和二十 七年法律 第九十六 号）第二 条第一項 、第三条 第一項及 び第五条	国土交通 省都市 ・地域整 備局地 方整備課
(略)	(略)	(略)	(略)

2
(略)

<p style="text-align: center;">改 正 案</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（分科会の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 都市計画・歴史的風土分科会は、第六条第一項の表都市計画・歴史的風土分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、平成二十九年三月三十一日までの間、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。</p>
<p style="text-align: center;">現 行</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p style="text-align: center;">（分科会の所掌事務の特例）</p> <p>第二条 都市計画・歴史的風土分科会は、第六条第一項の表都市計画・歴史的風土分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、平成十九年三月三十一日までの間、国際観光文化都市の整備のための財政上の措置等に関する法律（昭和五十二年法律第七十一号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。</p> <p>2 道路分科会は、第六条第一項の表道路分科会の項下欄に掲げる事務をつかさどるほか、平成十五年三月三十一日までの間、奥地等産業開発道路整備臨時措置法（昭和三十九年法律第百十五号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理する。</p>

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成十七年政令第二百九号）（附則第二項関係）（傍線の部分は改正部分）

<p>改正案</p>	<p>現行</p>
<p>附則</p>	<p>附則</p> <p>（国土交通省組織令の一部改正）</p> <p>第三条 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。</p> <p>第十三条第八号、第四百四十九条第四号及び第五百五十条第二号中「要焼却確認廃棄物焼却設備、」を削る。</p>